

共生社会構築のための基盤としての Caring with (1) 連帯を創出する力

“Caring with” as the foundation for building inclusive society (1) The Power of building Solidarities

伊丹謙太郎

ITAMI Kentaro

廣田智子

HIROTA Tomoko

竹端寛

TAKEBATA Hiroshi

はじめに (要旨)

本稿は、「第1部：応答し合う関係を創出するケアの倫理」(廣田)、「第2部：生産至上主義を括弧に入れる」(竹端)および「第3部：寄り添いから共助の組織化へ」(伊丹)の3部構成となっている。それぞれの議論は独立して執筆されたものであるが、『共生社会構築のための基盤としての Caring with (2)』と合わせ、5名の研究者が定期的に研究会を開催し、意見交換を行った成果が反映されている。研究期間は2017年4月～2020年3月の計画となっており、本稿はその中間成果のひとつとなる。最終成果に向けて引き続き議論を継続していく上で、福祉専門職や研究者をはじめ、多様な領域で活躍されている皆様からのご意見を期待しつつ本シリーズを送り出したい。(※なお、なるべく整合的になるよう努めたが、三者の専門領域が異なることもあり、脚注や引用の形式に一部未統一の部分がある。読みづらさを生むことになるが、ご寛恕いただきたい)

1. 応答し合う関係を創出するケアの倫理

育児や介護などの「ケア」について論じる「ケアの倫理」は、ケアの倫理的な意義やケアの分担について、様々な観点から問題を提起している¹。以下では、まず、ケアの倫理の問題提起を、人間存在にとってのケアの意義を再評価することを通して社会的連帯のあり方を再考する試みとして整理する。次に、ケアの倫理が提起する問題を、哲学者ハイデガーの主著『存在と時間』における分析と重ねて捉え直し、社会的連帯の基盤を再構築する上で重要と思われる契機を剔出する。最後に、応答し合う関係を創出する可能性をもつものとして、自己の変容がもつ意義を考察する。

1-1. ケアの倫理の問題提起：関係の中にある人間

公的領域において市民が「自律的で主権的な主体」としてふるまうには、私的領域において育児や介護、家事などをめぐってどのような事情を抱えていようとも、それを解決するか捨象することが求められる。岡野は、このような形で公的権威が及ぶ範囲と私生活との境界を引くことを「公私の二元論」と呼ぶ。岡野によれば、公私の二元論においては、

市民の「義務」は一般的な原理、規則を順守することだと強調されがちである。このことは、とりわけ共約不可能な差異が存在する状況の下では、具体的な市民一人ひとりの現状には無関心である一種の「無責任状態」を生む、という (岡野 2012, 38 頁)。

例えば、公的領域において規則等を順守することだけを「責任」と捉えると、私的領域に割り振られる育児や介護などのケアの問題は、個々人で対処すべき問題となる。だが、各人が抱えるケアの問題や程度は異なるにもかかわらず、それらを考慮せずに「責任」を果たそうとすると、選択肢は、私的領域において自らが抱えるケアの問題を自力のみで解決しようとして過度な負担を負うか、ケアを求める他者の求めを切り捨てるかである。つまり、公私の二元論を前提とした社会では、人々がケアのニーズに応えるために連帯しようにも、そのために他者と呼びかけて応答し合う関係性の基盤が切り崩されてしまいかねないのである。

岡野は、ケアの倫理などの議論は、「一定の道德能力を備えた自律的存在へと具体的なひとを抽象するために、忘却されてきたわたしたち人間の条件をしっかりと見据えよう」とするもので、「他者への依存、人間存在の弱さ、身体性、生死の偶発性、そして、そうした人間の条件に否応なく応答しなければならない、という意味での責任から出発する理論」であるという (同, 244 頁)。この意味において、ケアの倫理は、人間の根本的な条件としてケアを再評価することで、〈他者の呼びかけに応答する〉という意味での「責任」を互いに担うことができる関係を築き、そうした関係が成り立つことができる社会を再構築しようとする試みだと言えるだろう。

ケアの倫理は、ケアの問題を個人の私的な問題ではなく、われわれの社会のあり方の問題であると見る。例えば Toronto は、先進国で人々の需要を満たすのに十分なケアワーカーを見つけられていない「ケアの赤字」と、政府機関に市民の真の価値観や考え方を反映できていない「民主主義の赤字」とは、表裏一体であると主張する (Toronto 2013, 17-18 頁)。そして、民主主義的な政治は、市民の責任の配分と、満足できる人生を送るためにケアが果たす中心的役割を認識できるようにすることとに集中すべきだと述べる。

そして Toronto は、ケアの過程に対応する道德的性質を次のように示す (同, 29-37 頁)。

【Toronto が考える 4 つの道德的性質 (とケアの過程の 4 段階の対応)】

- ①注意深さ：誰かのケアのニーズに気づき、利己心を保留する。(Caring about：気にかける)
- ②責任：需要を満たすよう責任を負う。(Caring for：面倒をみる)
- ③適性：実際にケアを与える。これは技術的な問題であるだけでなく倫理的な問題でもある。(Care-giving：ケアを担う)
- ④応答性：実際に与えられたケアへの反応を観察して、評価を下す。(Care-receiving：ケアを受け取る)

【Toronto が加える道德的性質 (とケアの第 5 段階の対応)】

- ⑤複数性、コミュニケーション、信頼と尊敬；連帯：集団的責任と社会のなかのケアのニーズの本性を真剣に捉えること。(Caring with：共に気遣う)

このケアの過程に対応する道德的性質は「対人関係の中にいる (relational)」ことを基

本として考えるため、例えば徳のある個人の完成を目指すような倫理とは対照的であり、また、「個人的な責任」に対するアンチテーゼでもある。なぜなら、「個人的な責任」はそれだけが唯一の責任の形である場合には、富の不平等を改善することや集団および市場の無責任を表現する方法がなくなり、大いに反民主主義的な効果を持ちうるからだという。そうすると、何らかの仕方でケアの関係にある人には自由や平等などが著しく制限されかねない。ここで重要な考えは、利己的であれ利他的であれ、個人は必ず「対人関係の中にいる」ということである。人は皆いつでもケアの受け手であるとともに与え手でもあるが、各人の能力とニーズは人生を通じて変わる。人間がケアを必要とするという「依存」は、人間の欠陥や問題であるのではない。肝心なのは、対人関係のなかでニーズを満たすことであり、そのためにケアの関係にある人が社会的な不利益を被らないようにすることなのである。

以上のように、ケアの倫理は、「ケア」や「依存」を私的領域の事柄とのみ捉えること、そして、人間がケア関係にあることを欠陥的な状態と見なすことの問題性を指摘する。そして、「誰かのケアのニーズに気づいて応える」という対人関係を基本に人間の倫理的関係を構想するのだが、各人それぞれに異なるケアの関係にある以上、それは社会の中で複数性を尊重しながら連帯を築こうとする営みとなるのである。

ただし、ケアの倫理が描く「互いのケアのニーズに気づいて共に応え合う」状態を実現するには、ある種の「痛み」に直面することになることをここで指摘したい²。というのは、他者のケアのニーズに気づきそれに応えようとすることは、同時に、「ケアをすることから逃れていた自己や社会のあり方」に直面せざるをえないからである。

1-2. ハイデガー『存在と時間』における現存在（人間）の分析

ケアの倫理は、公的領域と私的領域との区別を自明のものとして前提としたうえで公的な場面での個人の「責任」のみを強調することの問題を論じている。次に、この問題を、ハイデガーが現存在（人間）分析として展開している事柄と重ねて考察していこう。

ハイデガーは『存在と時間』で、人間（正確には「現存在の存在」）を「気遣い（Sorge, Care）」として分析する（Heidegger, 1927）³。簡潔に言えば、世界の中で他者や物のもとにある存在として、自分の存在可能性を選択することで将来に関わりつつ、自らが投げ込まれている他者との関わりや社会的な文脈のうちですでに存在している、これが「現存在の存在」である。こうして他者や物と関わっている現存在は、「本来性（Eigentlichkeit）」と「非本来性（Uneigentlichkeit）」という二つの「様態」のどちらかにある⁴。

ハイデガーは、現存在の「差し当たり大抵」の非本来的なあり方を、「世人自己（Manselbst）」として分析している。「世人自己」の特徴は「ひとがするように」ふるまうことにある。特定の誰かではない「ひと（das Man）」に従うことで、現存在がこれからどうするかという「存在可能性」を、現存在はそのつど自ら吟味して判断してはいない。例えば、新たに生じた状況において、何を課題とみなしてどのような規則や規準に従うのか、どの出来事を「緊急事」と認めてどの範囲までの活動を行うのかといったことの可能性を、「ひとがするように」という曖昧な了解に則って、理解し行動していく。「世人自己」は「このような諸々の可能性の表立った選択という重荷を自らから暗黙のうちに免除して」いることで、「ひと」に「隷属している（in der Botmäßigkeit stehen）」のであり、そうして「世人」

は現存在の「責任を免除する (*entlasten*)」。しかも「世人」は「万事を了解しており、もはや何ひとつとして閉鎖されてはいない」と思い誤って「あらゆる新しい発問やすべての対決を抑止し、特有の仕方では押しさえつけ遅らせる」。こうして「ひと」が支配をふるうことで、既成の共同性の在り方に疑義を呈するものや公共的に解釈された事柄から外れるものは閉め出され、自己と他者とは「相互混入存在 (*Untereinandersein*)」という空虚な同型性に同質化される ([*ibid.*], S. 168, 126, 127, 169, 128)。

このハイデガーの分析を、次のように解することができる。われわれは日常生活において何らかの公共的な規範に従っている。差し当たり大抵われわれは、自身の選択とは無関係に成立している社会の秩序に盲目的に従い、その規範や秩序に即して「責任」を問うている。だが、そこにおいて本当に「責任」が引き受けられているかは疑わしい。なぜなら非本来性の分析から見えてくるのは、われわれが自ら吟味して選択することを経ずに、公共的に自明な秩序や規範に即して「責任を負う」と言う際には、自らの自明性を根本的に揺さぶるような異質な声は、あらかじめ排他的な同調圧力によって排除されているからである。

ハイデガーは、非本来性というわれわれの「差し当たり大抵」の日常を、多様な人々が相互に求めに応じて説明し合い「責任」を負う共同関係が、その存立基盤を喪失した実情において捉えているのである⁵。そして、ケアの倫理が指摘している問題は、まさにこの構造である。公的領域において一般的に通用している既成の秩序や規則を順守するという意味で個人の「責任」を果たすことを求め、それに疑義を呈する声に注意を払わないとき、排除されるものは、多様な背景を負う人々の声、例えば、ケアを求める他者の声やそれに応答してケアを担おうとする者たちの苦悩であることだろう。

1-3. 自己変容と応答し合う関係の創造

われわれが真に「責任」を担い応答し合う関係を創出する可能性を、最後に、『存在と時間』における世人自己から本来的自己への変容のうちで考察していこう。

非本来性における世人自己は、「ひと」がするようにふるまうことで、「存在免責 (*Seinentlastung*)」されている。世人自己の支配を打ち破ってそのつどの自明な世界に亀裂を生じさせ、慣れ親しんだ日常世界が僭称する唯一性を切断するのは、「不気味さ (*Unheimlichkeit*)」における「良心の呼び声 (*Ruf des Gewissens*)」である。良心の「呼び声」は、現存在を、世人の中へと自己を喪失した状態から本来的な自己存在のあり方へと呼び覚ます (*ibid.*, S. 128, 277, 271)。

それでは、良心の「呼び声」は現存在に何を伝えるのかというと、ひたすら不断に「沈黙」という様態において語り、世人の「公共的に解釈していることを無視する」ことで、公共性の居心地のよさを破る。良心の「呼び声」は、「世間的」に理解されうる具体的な行為や出来事についてのどのような可能性も指示しないのだが、良心の「呼び声」に特有なこの無規定性や規定不可能性は単に消極的なものではない。なぜなら、良心の「呼び声」には、「衝撃 (*Stoß*)」、「中断させる揺り起し (*abgesetztes Aufrütteln*)」という契機が潜んでいるからである。ハイデガーによれば、良心の「呼び声」は、現存在を世人のなかへの喪失から連れ戻し、現存在が根源的に「責めある存在 (*Schuldigsein*)」であることを開示するという点で「積極的」であるという (*ibid.*, S. 273f., 271, 288)。

ハイデガーの言う「責めある存在」とは、『『道徳的な』善や悪にとっての、言い換えれば、道徳性一般とその事実に可能な諸形態とにとっての可能性の実存論的条件』であるとされる。つまり、一般に公共的には自らの行為を選択したということに対して「責任」がついてまわるのだが、「責めある存在」とは、自らが行為を選択して悪事を為したことから結果するものではなく、そうした行為をする、しないに関わらず、あらゆる行為の選択に先行して現存在を根本的に規定している性格である。「罪過を犯すということが、或る根源的な責めある存在という『根拠にもとづいて』はじめて可能になる」と言われる通りである (ibid., S. 286, 284)。

この「責めある存在」とは、現存在の「非力さ (Nichtigkeit)」に光を当てる概念である。現存在は、自らが置かれている状況や環境を自ら選択して自身に与えたのでは「非ず」、そうした状況に投げ込まれている存在である。その中で行為を選択するにしても、一つの可能性を選択するだけでその他の諸可能性を選択できるのでは「非ず」、その他の諸可能性を断念せざるをえないことに耐える他ない。このように徹頭徹尾「非力さ」に貫かれた存在であるということが、「責めある存在」の意味することである (ibid., S. 283ff.)。

そして、良心の「呼び声」によって自らが非力な存在であることに気づく時、そのことを引き受けて自らの行為の可能性を選択するのが、本来的自己である。世人自己が「本来的自己存在へと実存的に変容する」ことは、「一つの選択を後から取り戻すこと」として遂行される。世人自己という在り方においては、誰が「本来的に」選択したのかは曖昧にされて無規定的であった。本来的自己は「この選択を選択すること」を行う。すでに無選択のままに実行していた選択肢を改めて選ぶのであれ、他の選択肢を選ぶのであれ、本来的自己は「この選択を選択すること」を決断するのである (ibid., S. 268)。

われわれがどの家庭に生まれ育つか、どのような社会や状況に投げ込まれるかなどは、確かに自身の選択や管理の及ぶ範囲にない。だが、これらすべてを自身と無関係なものとして捉えるとき、われわれのあいだで責任を負うということは不可能である。これに対して、自らが「責めある存在」であることを自覚した上で「選択するということを選択する」ことは、極めて重要な契機となる。なぜなら、自分自身が非力な存在であり目の前に非力な他者がいる状況のうちで、すべてが自身の選択下やコントロール下にあるわけではない課せられた制約のもとで、自らがそれをどう捉えて選択していくかという問いの前に立つ時、自分自身が「誰」であり「いかに」在るのかがはじめて問われるからである。その問いを前にする時、それまでの他者や世界への関わりが問い質され、自己は変容を迫られることになる。自らの可能性を選択して自身のふるまいの「根拠」であることを引き受ける時、われわれは自身のふるまいの「責任」を引き受けていると解することができる。というのも、このときに、われわれは自らのふるまいについて他者の求めに応じて説明や議論を行い、場合によっては、自己や他者との関係のあり方を変容させていくことができるからであり、このことは、自己と他者とのあいだに応答可能性をひらくことになるからである。

このように、本来性においては、自身が置かれている特定の関係性や環境や秩序への関わりを改めて選択し直すことで、主体が一度は解体されて、その再構築が問われている。これは、そのつどの状況において複数性を尊重しながら、歴史的文化的な負荷を負って関係性の中にある自己が、責任を負う者として存在するようになるプロセスが明らかになっ

ていると言えるだろう。

恐らく、われわれが一般にイメージする「良心」はハイデガーの分析とは異なり、何らの違反を犯す事件を起こしたためにその後「責め」を負ってしまう際に起こってしまった事件を「咎める (schlecht)」、あるいはこれから道徳や法に反する行為を実行しようとする際にその行為を防止しようと「警告する」良心などであるだろう。これらはハイデガーの見るところ、通俗的に理解された「良心」、あるいは非本来性において世人が自称する「公共的な良心」である。これらは、為すべき行為や起こってしまった事件など、世間的に理解されうる具体的な行為や「積極的な」内実について語る特徴があり、ハイデガーによれば、本来の「良心」が低められたものである。なぜ「低められている」のかというと、ここで「良心」は、その罪過を犯すことで生じる損失の補償や罰金の額、刑罰の期間について語り、法や道徳の問題は「その負債をきちんと清算しさえすればよいところの、『家計』のようなもの」になっているからである (ibid., S. 290, 292ff.)。

このような「公共的な良心」や通俗的に理解された「責め」に対するハイデガーの見解は、一見すると、われわれの日常における道徳の問題を軽視したり抹殺したりしているかのようにも見える。しかしながら、ケアの倫理の問題提起と重ねて読むと、ハイデガーの非本来性における「良心」や「責め」についての分析は、「責任」を既存のルールに盲目的に従うことであると捉えることの限界を指摘していると解釈できるだろう。非本来性において世人自己は、一般に通用している何らかの公共的な規範に従って、確かに行為の結果を算定し、そのつけを各人が払うことにはなっている。だが、そこにおいて実は、〈他者の呼びかけに応答する〉という意味での「責任」を互いに担う関係が形成されているのではなく、ただ行為の結果を既存のルールに則って算定して清算することが問題になっているにすぎない。

そうであるとすれば、現存在の「行為」を計算して統制しようとする世人自己の支配が崩れるところに、「責任」を負う者同士の関わりの原初的な形態を見いだせるであろう。この限界を超えた次元を示すのが、良心の「呼び声」である。良心の「呼び声」は、「世間的」に理解されうるどんな行為の可能性も語りはしないが、沈黙において現存在が「責めある存在」であることを了解するようにほのめかす。これは、具体的な行為の内実を告げないことで道徳性といったものの存立地平を消失させるものではなく、その前提であるわれわれが互いに呼びかけ応答し合う可能性の基礎をわれわれのあいだに切り拓こうとするものであると言えるだろう。

ケアの倫理が描く「人間の条件に否応なく応答しなければならない、という意味での責任から出発する理論」や互いの求めを「Caring with: 共に気遣う」状態を実現するには、ある種の「痛み」に直面することを避けて通れないだろう。なぜなら、既存の規範がもつ自明性に衝撃を与えて揺るがせ、「どうすれば良いか」を具体的で明快には語るができないまま呼びかけてくる「声」は、それまでの自己の安定性をおびやかす一面をもっているからである。この不安から逃げだそうと耳を塞いで「声」を排除しようと試みるとき、逃れようのない閉塞感が自己と他者ともに襲いかかることになる。だが、こうした「声」は同時に、他者との呼応関係を地道に重ねていく作業を通して、自他の関係性を変容させて新たにわれわれの連帯を再構築する機縁となりうる。そしてまた、この作業は、一人孤独

に担うほかないものというだけではなく、次に竹端が論じているように、自己と他者とが共に関わり合う「協同的営為（＝面白い活動）」をしていこうと選択するなかで「立ち起こる相互の主体化」が展開され広がっていく可能性も秘めているのである。

2. 生産性至上主義を括弧に入れる

2-1. 自尊心の崩壊

障害を持つ子どもの母親たちが、自分たちと同じ境遇の母親達を支援したい、と立ち上げた子育て支援のNPOを訪問した時のこと。その団体のコアメンバー6名にヒアリングさせて頂いた。その6人の、障害を持つ子どもを育てた経験を持つ女性は、異口同音に次のことを話してくださった（※聞き取りは2018年10月30日に行った）。

「私（妻）は障害のある子が生まれてから、全ての価値観が崩された。自尊心が崩壊する経験をした。その中で、入院や通院、事業所や学校との連絡など、子どもに関わる段取りを全部付けてきた。その中で、自分の器が変わったし、色々出来る事が増えたし、子どもが産まれる前とは違う価値観を持つようになった。」

「一方、夫は前と同じ価値観を持ち続け、自分のスタンスを変えていない。更に言えば、子どもと同じように私のことを『ママ』『お母さん』と呼ぶ。私はあなたの母ではないし、何でも知っているわけではない。なのに、どうして子どもと同じように『どうすれば良い?』と聴くのか。夫は私と同じ価値観を共有してくれていない、と感じる。妻や母ではなく、一人の人間としてみてほしい。」

「子どもが小さい頃は、妻から夫に事細かに説明したりもしていた。だが、夫から『うるさい』『俺も疲れているんだ』と言われると、もうそれ以上コミュニケーションがとれなくなった。その結果、夫婦二人三脚になれていない現実がある。」

これらの発言には、ケア倫理を考える上でのヒントが沢山隠されている。自らも重度障害者の母親であるエヴァ・キティは、次の様に指摘する。

依存労働では、自己を他者の欲求に順応させることが求められる。つまり、他者のニーズを満たすために自分自身のニーズを後回しにするか括弧に入れるような自己が求められる。（キティ 2010, 26 頁）

キティは乳幼児や病気、障害、老衰状態の人は依存状態にあるとし、そのような「依存者の世話をする仕事を依存労働と呼んでいる」（キティ 2010, 83 頁）。そして、そのような「依存労働」への従事者は、「他者のニーズを満たすために自分自身のニーズを後回しにするか括弧に入れるような自己が求められる」という。これまで当たり前としてきた「自分自身のニーズ」を満たせない状況に追い込まれる中で、これまでの「自尊心が崩壊する経験」をする。「子どもが産まれる前とは違う価値観を持つようになる」。

その経験を経た後、「前と同じ価値観を持ち続け、自分のスタンスを変えていない」、つまりは積極的に「依存労働」に従事していない夫とは、「同じ価値観を共有してくれてい

ない、と感じる」。「自分自身のニーズを後回しにする」妻に対して、それをしていない「夫から「うるさい」「俺も疲れているんだ」と言われると、もうそれ以上コミュニケーションがとれなくなった」という。つまり、依存労働を抱える事により、妻と夫は別の世界観を生きることになる。一方、夫の論理からも、別の世界観は傍証される。

2-2. 「リベラル」たらしめる要素

岡野八夜は、ウェンディ・ブラウンの議論を援用しながら、次の様に指摘している。

リベラリズムを構成する理念や要件がつねに、自らに対置させる第二項を産出し、第二項に支えられながら、なおもその存在を否認するダイナミズムである。(岡野 2012, 100 頁)

これは夫のリベラリズムは、「自らに対置させる第二項」である「依存労働者」=妻を「産出し、第二項に支えられながら、なおもその存在を否認するダイナミズム」の上で成り立っている、という分析である。それは一体どういうことか。ブラウン=岡野はそれを以下の六点にまとめている。(岡野 2012, 100-103 頁)

- ①平等 vs. 差異・・・市民的・政治的権利をもつ者として「条件が同じ者」と扱われるのは、男性であり、女性を差異と名付けることにより、男性を平等だと規定する。
- ②自由 vs. 必然 / 足手まとい (扶養家族)・・・「身体的な必然に応じる責任」に拘束されることが自由に対置され、その責任を免れる者がリベラルな主体である。
- ③自律 vs. 依存 / 依存者・・・自律を妨げる依存者をケアする存在 (= 依存者への責任を果たす者) としての女性がいるから、男性は自律的存在者でいられる。
- ④権利 vs. ニーズ / 関係性 / 義務・・・排他的な絶対性を持った権利は「主権的な主体」が主張し、ニーズが形成する関係性は、不平等な者 (女・子供・弱者) の間に形成され、親密圏と依存性を帯びる
- ⑤個人 vs. 家族 (= 自己利益 vs. 没我)・・・女性が自己を断念してケア関係を結ぶことによって、男性は自己利益を享受出来る主権的主体になれる。
- ⑥契約 vs. 同意・・・平等な男性同士は契約を結べるが、女性は「自らの力で変更しようのない既存の権力関係や取り決めなどに従わざるを得ない」。

先ほどの障害児の母親の例で当てはめてみよう。

①依存状態にある人を支える妻は、夫や子どもを産む以前の彼女自身と「条件が同じ」ではない。ゆえに、「他の者との平等」から降りて、違う (差異) 状態である。②彼女は、依存労働に従事する責任から逃れることが出来ない。それが、彼女の「自尊心の崩壊」をもたらした。一方、夫はその崩壊が免れることによって、リベラルな主体であり続ける。③「自律を妨げる依存者をケアする存在」となった女性は、「自分自身のニーズを後回しにするか括弧に入れるような自己」へと価値転換を図らざるを得なかったが、男性は子どもが産まれた後でも「自分自身のニーズ」を追求する自律的存在者であり続けることが出来る。④他者のニーズを優先する依存労働者は、まさに依存関係を義務として引き受けなければならない。だが、父親はそのような関係や義務を母親に押しつけることにより、「主

権的な主体」を維持できる。⑤それは家族に没我する女性のお陰で、個人の自己利益を男性が享受し続けられることを意味するし、⑥依存関係に同意せざるを得ない母親にケアを託すことにより、父親は平等な契約を結ぶことが出来る、といえる。

つまり、ケア関係という「第二項」を女性に支えてもらいながらも、その女性の「存在を否認するダイナミズム」のなかで、リベラリズムが存在する、といえる。単純に言えば、男性がリベラルな主体であり続けられるのは、女性にケアを押しつけているから、という整理である。つまり、女性がケア労働を、とくに障害を抱えた子どものケアを引き受けるときに、リベラルな主体としての世界観とは別の「第二項」になってしまうのである。

2-3. 生産性至上か離脱か

上記の前提を踏まえて、下記の半世紀前の国の言説を読み解くと、どのようなことが見えて来るであろうか。

生産離脱による損失については精神障害者中、精神病者の八割及び精神薄弱者の高度の者、即ち白痴、痴愚にあたる者は生産離脱者と考えられ、これらの者の保護にあたる家族の生産離脱を加えるならば、精神障害者のために社会は年々1000億を下らない額の生産を疎外されていると予測される（厚生省公衆衛生局1951, 11頁）

障害者を「生産離脱者」と捉え、「これらの者の保護にあたる家族の生産離脱」をも指摘する。それは、「リベラリズムを構成する理念や要件がつねに、自らに対置させる第二項を産出し、第二項に支えられながら、なおもその存在を否認するダイナミズム」そのものである。障害者や「これらの者の保護にあたる家族」を依存者および依存労働者として「第二項」に置き、「その存在を否認するダイナミズム」の中で、「リベラリズムを構成」しようという動きである。つまり、男性労働者が生産者であり、それ以外の「女・子ども」や依存者は「生産離脱者」という二項対立的図式である。そして、社会のマジョリティは「生産者」＝男性中心主義のリベラリズム的主体の価値観であり、ひとたびそこから脱落することは、「自尊心の崩壊」のような、生産性の離脱・剥奪を意味する。それほどまでに、生産性を重視し価値づける、ということでもある。

実は筆者自身も、一昨年からある種の「生産離脱者」の近接領域にいる。

子どもが産まれて以後、家事育児を妻と分担する生活を送っている。一方で、職業として文献を読み論文を書く際に、子どもの存在は、岡野＝ブラウンが言うところの「足手まとい」的な要素でもあることを否定できない。目の前で子どもが泣き、嘔吐していると、「身体的な必然に応じる責任」が生まれる。それを母親に委ねない場合は、父親にもその「責任」や「ケア関係」が生じる。すると、文献を読み論文を書く作業は、後回しにならざるをえない。「自分自身のニーズを後回しにするか括弧に入れる」と、文字通り「仕事にならない」。だが、泣き叫ぶ子どもを前にして、「自らの力で変更しようのない既存の権力関係や取り決めなどに従わざるを得ない」状態になれば、自らのニーズや権利主張は二の次の次になる。それこそが、子どもとの・夫婦間でのケア関係そのものである。

このようなケア関係に嵌入すると、「生産性」が著しく減退する。それは、リベラルな主体に求められる自己責任を果たしていない、とも非難されかねない。だからこそ、父親

はケア関係を母親という「差異」にゆだね、自らは同等で平等な立ち位置の男性社会の中で、同じく女性にケア労働を押しつけた男性や、子どもを持って男と同じ競争基準で闘う女性と、「生産性」向上を目指した闘いにのめり込んでいく。まさしく、生産性至上主義の社会である。そして、その論理に同調できない子どもや障害者、病人や高齢者、およびそれらの存在をケアする女性(男性)は「生産離脱者」とカテゴライズされるのである。だが、そういう社会が、望ましい社会と言えるだろうか？

2-4. ケアや依存労働への疑義

ケアを他者に押しつけることで成り立つリベラルな主体と、依存労働に従事する生産離脱者。この二項対立を超える補助線として、そもそも「ケア」「依存労働」概念に疑義を挟む北野誠一の論考を見てみよう。

ILO やキティのケアの定義は、乳幼児を含めて受け手の依存関係をベースに定義している。これらの定義が内包する問題は、次の様な場面で明らかになる。それは障害児が成長したときに、一般的に親の介助が本人にとっても親にとっても望ましくないのは、いつまでも子ども扱いすることで、本人と親相互の自立とエンパワーメントの展開を阻害するためである。(略) そのこともあって、介助は、基本的に「障害があるために、通常は自分であることを、本人の希望や意思を踏まえて、他者が支援すること」とし、育児・療育は含まないと、ここでは定義する。(北野 2015, 33 頁)

「受け手の依存関係をベースに定義」したケアや依存労働の何が問題なのか。北野はそれを「いつまでも子ども扱いすることで、本人と親相互の自立とエンパワーメントの展開を阻害するためである」と喝破する。また、彼の介助の定義が通常の依存関係をベースとしたケアの定義と異なるのは、「本人の希望や意思を踏まえて」という一文が添えられている点である。つまり、「他者が支援する」際に、他者が勝手に先回りや判断をすることなく、「本人の希望や意思を踏まえて」という部分があるかどうか、で、ケアと介助の違いがある、と指摘している。さらに、キティと彼女の娘の関係をこんな風にも読み解いている。

キティと当時 27 歳セーシャとの関係は、どこまで行っても親と子、母と娘の関係性の展開であって、セーシャは「依存的な可愛い娘」の役割を全面展開する他ないのだ。ところが、セーシャには、献身的な住み込みの介助者ペギーというもう一人の母親(?) がいて、キティは、まるで自分は家父長のようにペギーの金を払い、ペギーが介助しているかのごとくと、やや自嘲気味に書いている。(北野 2015, 125 頁)

キティは大学教授として家父長的に金を稼ぎ、ペギーに金を払う。ペギーは献身的に住み込んで「もう一人の母親？」として介助をする。セーシャは「依存的な可愛い娘」の役割を全面展開する。これはまさに、リベラルな主体(=キティ)と、第二項としての依存労働者(=ペギー)、そして依存労働者にケアをされるセーシャ、という役割関係の固定である。その上で、北野はこのような役割関係の固定に、疑問を投げ掛ける。

乳児ですら、かなり早い段階で、「相互役割期待一成就」をまさに、相互に営みあっており、一方的な関係ではない。「支援者に助けしてもらわなければ、その生活に支障をきたす状態」は、乳幼児においても、介助の必要な障害者や高齢者や病人にも起こる。しかし、このような人たちをひとくくりに「依存者」「依存関係」としていいのか。(北野 2015, 126 頁)

北野は、「支援者に助けしてもらわなければ、その生活に支障をきたす状態」そのものを否定しているのではない。だが、「このような人たちをひとくくりに『依存者』『依存関係』としていいのか」と問いかけている。依存的な存在のように思われても、「『相互役割期待一成就』をまさに、相互に営みあっており、一方的な関係ではない」と指摘している。これは一体どういうことか。

2-5. 相互エンパワーメントへ

北野は次の様に明快に述べる。

乳幼児と養育者の「相互役割期待一期待成就」を鑑みれば、そこには、相互に歩み寄り、摺り合わせあう関係が、明確に存在する。お互いが、その個性的な対応によって、相手の個性的対応に一定の影響を持つことは、自然なことであり、それ自体が問題なのではない。鯨岡が「相互主体性」といい、清水明彦が「立ち起こる相互の主体化」と呼んでいるのは、どこまでが本人の意思・選択から生まれ、どこからが支援者がそれに付け加えてヨイショしたものかなど、ここで乳幼児と養育者の関係で考察した通り、簡単にわけられるものではないことを意味している。それが、本人の豊かな経験や人生の選択肢の展開(=エンパワーメント)に寄与しているのであれば、それが協同的営為(=面白い活動)のなかで「立ち起こる相互の主体化」としての「本人と支援者の相互エンパワーメント」関係の展開なのだ。(北野 2015, 120 頁)

「立ち起こる相互の主体化」としての「本人と支援者の相互エンパワーメント」関係の展開、これこそ従来のケア関係や依存労働という概念をひっくり返そうとした北野の意図するところである。そして、この北野の言説を、育児の場面に援用するならば、「本人と親の相互エンパワーメント」をどう実現できるか、という問いにもなる。そして、これは生産性至上主義や、そこからの離脱か、という二項対立を超える可能性を抱く論理である、とも言える。

先にみたように、「リベラリズムを構成する理念や要件がつねに、自らに対置させる第二項を産出し、第二項に支えられながら、なおもその存在を否認するダイナミズム」であった。これは、ケアや依存労働(者)を「第二項」に追いやる・否認することによってリベラリズムが成立する、というダイナミズムである。ケア労働の必要ない世界での「生産性」しか捉えようとしぬい価値前提である。だが、北野が指摘しているのは、そのような「生産性」が捨象した外側に広がる豊かな可能性である。乳幼児と養育者の「相互役割期待一期待成就」に基づき、「相互に歩み寄り、摺り合わせあう関係」の中で生まれてくる、「相互主体性」であり、「立ち起こる相互の主体化」である。従来の「生産性」は、誰がそれ

に寄与したか、という主語を明確にしたが、この「相互主体性」の世界では、そのような主語の明確化は出来ないし、そこに価値を求めない。「協同的営為 (=面白い活動)」を互いが楽しみながら創出するなかで、結果的にそれがケア対象者・依存者と呼ばれる「本人の豊かな経験や人生の選択肢の展開 (=エンパワーメント) に寄与している」のである。

このように「生産性」そのものを括弧に入れ、「どれだけ生産性を上げるか」という至上価値をも括弧に入れて、「協同的営為 (=面白い活動)」にケアする側・される側双方がのめり込んでいく。それは、「相互に歩み寄り、摺り合わせあう」信頼関係がなければ成立しない世界である。そして、そのような世界とは、一人一人が生産性を競い合うようなリベラルな主体の世界とは真逆の世界である。だからこそ、障害児の母親達は、「自尊心が崩壊する経験をした」上で、新たな世界と出会ってきた。その一方、先の母親達が指摘するように、パートナーである父親達は、ケアを依存労働者に押しつけることで、「私と同じ価値観を共有してくれていない」。つまり、子どもと母親が「立ち起こる相互の主体化」を果たす一方で、父親だけが「協同的営為 (=面白い活動)」に基づく「相互エンパワーメント」関係に入れていないのである。

2 - 6. caring with の可能性

ジョン・トロントは、caring に関連して、「気遣う (caring about)」「面倒をみること (caring for)」「ケアを担うこと (care giving)」「ケアを受け取る事 (care receiving)」の四つだけでは、民主的なケア (democratic care) を完遂する事は出来ない、として、ケアの第五段階を「共に関わり合う (caring with)」という形で提唱している。

Caring with このケアの最後の段階においては、ケアのニーズや、そのニーズが満たされる方法論は、万人のための正義や平等、自由への民主主義的コミットメントに一致する必要がある。(Tronto2013, 22-23 頁)

これは、先の北野の相互エンパワーメント論と通底する。北野はケアや依存労働のあり方を否定する理由として、「本人と親相互の自立とエンパワーメントの展開を阻害するため」であると指摘していた。ケア対象者と関わる事が「生産離脱者」であると認める視点は、その中にケアする側・される側の「エンパワーメント」の「阻害」 (=反・エンパワーメント) が含まれている。ケアのニーズを満たす、という、ともすれば一方的な関係性になりそうな事象を、「協同的営為 (=面白い活動)」のなかで「立ち起こる相互の主体化」としての「本人と支援者 (親) の相互エンパワーメント」と捉え直す。これはまさに、依存者および依存労働者と名指しされる事を拒否し、「本人の豊かな経験や人生の選択肢の展開 (=エンパワーメント) に寄与している」「相互主体性」なのである。生産性至上主義社会においては、主体者は一人で孤立していたが、相互主体性を重視する社会においては、ケアする・される / 依存する・依存される、という切り分けをせず、互いが共に関わり合う (caring with) なかで、お互いの「正義や平等、自由への民主主義的コミットメント」を果たしていく。

リベラリズム的な主体者は、ケアのニーズやそれを満たす方法論から除外されていて、自分以外の誰かに「面倒を見ること」を押しつけることによって、相互主体的世界観とは

関わりのない人生を歩んできた。生産性至上主義の外にあるものは、生産離脱者の世界、ともいえる。だが、そこには「面白い活動」があり、しかも自分自身も含めた「相互エンパワーメント」の可能性が開かれている。生産性至上主義の虜になっている人々にとっては、その世界観は自尊心が崩壊するような恐ろしい経験の先にあるのかも、しれない。しかし、リベラルな主体の有効性が大きく揺らぐ現状にあって、関わり合いから切り離された社会的孤立は、自殺や精神疾患、各種の依存症など、深刻な影響をもたらす。これは生産性至上主義の「勝ち組」でも、例外ではない。であるならば、ケアのニーズを満たす、という事を「協同的営為」に読み替え、共に関わり合う (caring with) の中で、ケア対象者と一緒にケアする人が共に「面白い活動」を展開する中で、「相互エンパワーメント」を果たしていくほうが、やっている本人にとってもやり甲斐や実りがあるし、民主主義的なケアともいえるのではないか。そしてこのプロセスが「立ち起こる相互の主体化」そのものではないか。筆者はそう感じている。

3. 寄り添いから共助の組織化へ

3-1. ケアという問題圏と賀川豊彦

第3部は、明治末から戦後まで福祉・社会事業の世界で活躍した賀川豊彦の足跡をたどりながら、彼の社会構想から現代的なケアの意義や価値、有用性について捉え返すことを狙いとしている。我が国におけるケア概念は、その草創期においては「Cure 対 Care」という対立軸に立脚するかたちで導入されたが、「質の良い医療とはなにか？」という問いが深まっていくなかで、施術や治療だけでなく「生活そのもの (QOL)」を重視することへと転換を促すことになった。一方で、こうした QOL への注目は、「院内看護」を積極的に評価するという医師／看護師の専門性をめぐる問題機制を越え、在宅ケアの普及なども追い風となり、社会生活の核心へと切り込む萌芽となる。一方で、この動きが大きくベッドサイドの倫理を踏み越えるにあたっては、医療という領域に直接的な関係をもたないキャロル・ギリガン『もうひとつの声』(1982=1986)によって切り拓かれた「Justice 対 Care」という位相への大きな転換が決定的であった。ギリガンの研究は、発達心理学の分野において道徳的性差を実証するとともに、女性にみられる特徴を発達の劣位と捉えるく序列的理解を批判し、別様の道徳的価値(尺度)があることを見出すものであった。彼女の成果を狭義の専門分野にとどまらないかたちで受けとめた者たちにより、ケアという概念が看護技術的なワーディングを離れ、社会構成原理のひとつの可能性をもったものとして政治学や倫理学の領域において再検討されることとなった。政治的な概念としてのケアは、必然的にリベラリズムやデモクラシーという隣接概念との間で位置づけ直されることになる。さらには、既存のリベラリズムがいかなる問題を孕んでいるのか、あるいは、何を(意識的／無意識的に)見てこなかったのかというケアが突きつけた問いの結果として、女性や子ども、高齢者など、社会の一端を担う人間存在が多様であり、“依存せざるをえない生”という人間の現実から改めて政治が問い返されることになった。

自立あるいは自律といった正義やリベラリズムの出発点となる理念は、社会的に構築されたフィクションである一方で、それがカッコ付きではあるが、事実として扱われ、法律をはじめとした様々な社会制度の前提とされてきた、近代社会を維持するにあたって必要

とされたフィクションであった。このフィクションがなぜ必要とされたのかという目的を忘れ、その足場となっている「他者の支えなくしては社会が成り立たない」という現実から乖離し独り歩きしはじめると、厄介なものとなる。ハンナ・アレント (1958=1994) が描くように、公的領域は私的領域と不即不離、表裏一体の存在である。そして両者の関係が、一方の自律性の維持が他方の犠牲の上に成立しているようなものだとするれば、当然のように、この関係／境界自体がいつか“不正義”として指弾される可能性を孕んでいるし、そうならないように外へと押しやろうとする圧力との緊張関係の下である種の権力(政治)という磁場が発生する。ギリシア世界においては、これ以上は「(市民としての) われわれ」が立ち入らないとした“その先にある世界”が私的領域であったが、公私未分離の「社会的なるもの」が浮上してくる近代は、それを無視しようとする力と明るみに出そうとする力との境界闘争を生む。賀川豊彦は、この近代化が伸展しはじめるとば口において、地上の地獄と言われたスラムが“あちら側”にある悲惨な世界ではなく、「われわれ」がともに背負うべき世界の問題であるということをくすラムの内側から語る同時代における稀有な人間であったと言ってもよいだろう。

【廣田論文】が指摘するように、「公共的な良心」というものが、頹落した非本来的な人間の生に対して世の中が押し付ける道徳律 (パターンリズム) にすぎず、それに抗う声に応答せざるをえない状況の渦中こそがケアという力が発揮される出発的であり、痛みをとれないながら、抗う多声に対してひとつひとつ愚直に応答し続けることが、ケアリングを中心理念とする新たな社会へとわれわれを導くものであるとするのなら、きわめて脆弱な主体を前提とした新しいデモクラシーの公共空間が立ち上げられねばならない。かかる意味において、日本の近代化が進行するなかで声を抑え込まれた側の言い分を公的関心事として語ろうとした賀川の実践をケアという視角から考察していくことが本論の課題となる。

3-2. 正義の手前にあるもの— Caring with という視点

賀川をケアの視点から検討する前に、第3部の前提となる問題関心について触れておく必要がある。本共同研究課題は、「ケアを基盤とする共生社会構築のためのケア概念確立と社会福祉教育への反映」という主題をもつ。現代の社会課題を克服する新しい「共生社会」の構築にあたり、ケア概念をその中心理念として据えるとともに、これが実装された社会というものが既存の社会といかなる点で隔たっているのか、その特徴を検討していこうとするものである。特に、ここで「社会福祉教育」として想定されているものは、狭義の福祉専門職教育から、大学だけではないより広い社会教育 (市民教育) の世界さらには、初等中等の学校教育の現場までも含むものとなる。今回は、「教育」そのものに焦点を当ててはいないが、第3部は、竹端・廣田とともに、ジョアン・トロント (2013) の提示する Caring with という概念を共生社会の構築やそのための具体的な教育プログラムへとどのように落とし込んでいくのかという問題意識を共有している。

トロントは、Caring with を「共に気遣うこと」、そして、「人びとの間に信頼や連帯を醸成するもの」として捉えている。正義と対立する限りでのケア概念は、文脈依存的・関係主義的なものとして特徴づけられるが、Caring with は、この具体的で文脈的な非対称の関係からスタートしながらも、それを乗り越える“共通のなにか”を互いに求め合う動き

＝働き>そのものを指す。言い換えれば、「事実上非対称である者の間において思念的に対称的といえる精神的紐帯を産み落とす企て」として、ケアの機能を描き直しているのである。重要なのは、ケア概念が指摘し明らみに出した諸問題を「正義」の側から拡張し、取り込んでいくようなパースペクティブに与しないという点である。トロントがあくまで関係主義的な相互行為の積み重ねの上に正義に比肩するような「われわれ」の在り方を捉えるケア概念を組み立てていることに対し、われわれはこだわり続けたい。

正義概念はどこまでいっても「等しいものは等しく」という等式から逃れることはできないし、正義が絶対的なものとして迫ってくる根拠はこの等式の<正しさ>にある。正義の外部にあるのは、正義／不正義によってはコード化しえない雑多な現実であるが、ケアはむしろこの雑多で現実的な人間の生から出発する。もし、(これまでそう想定されてきたように)正義が自律的に自らと自らならざるもの(他なるもの)の境界確定を図るのでなく、ケアこそが正義にその足場を提供するより基底的理念であるとするならば(あるいはそうであってはじめて)、まったく新しい社会の姿が構想される。

ケア概念とは、正義の同一律の裂け目にケアが切り込んで批判＝対抗していくというような戦術的用法に限定されるものではない。トロントが描き、さらには、人間の基本的条件として「依存」や「依存労働」の存在を読み替えるエヴァ・フェダー・キティ(1999=2010)たちの考えるケア論においては、むしろ、ケアこそが正義を成立させるための土台となっており、ケアに立脚するものとして改めてその(再解釈された「正義」の)正当性が担保され直される世界が指し示されているのだ。【竹端論文】では、岡野八代を引用しつつ、リベラリズムは「自らに対置させる(劣位/負の)第二項」を必要とすることが説かれている。ケアのポリティックとは、逆にリベラリズムや正義といったものが立ち現れる手前に存在する何ものか(現実)の場所から問いを発することで、この問題に答えようとする試みでもあるのだ。

3-3. 実践としての“寄り添い” —スタートライン

賀川豊彦におけるケアの契機は具体的に「寄り添い」という行為にみてとることができる。神戸神学校の学生として牧師となるための教育を受けていた21歳の賀川は、1909(明治42)年のクリスマスイブに神戸葺合新川にあった広大なスラムで細民とともに暮らし始めるという大きな決断をする。すでに夏より路傍伝道を通して魂の救済のための活動に着手していた賀川にとって、<共に住まう>という転換点は、スラムに対する認識や救済の在り方をはじめとして大きな変化を生むことになる。スラム住民の暮らしに溶け込むなかで、当初考えられていた「魂の救済」というものが、それだけで可能なものだろうかという疑問がその脳裏に芽生えてくる。一方で、彼ら/私たちの暮らしが現実にかうあるのには(是認するわけではないが)「納得できる」理由があるのだということも認識するようになる。

例へば、ここに宗教家がある。一個の貧民部落を改善せんとする。その時に、彼はどれだけまで精神生活の唱導により、どれだけまで物質の補助と改良によらねばならぬか等の問題を解決するは、全くこの貧民心理学によるより外にないのである(賀川豊彦『貧民心理の研究』, 1915, 全集⑧6頁)。

スラム住民の苦しみの原因が本人たちのみに帰せられるべきものではないこと、あるいは精神生活と物質生活の入り組んだ関係など、賀川はこの問題が表出されるスラム住民の心理と行動に寄り添い、彼なりの分析を加えながら徹底して描写を続けることなかで、問題解決への道を探しはじめる。当時、横山源之助『日本之下層社会』(1899)のように、貧民窟に入り込み、ルポルタージュを記す外部観察者はすでに多く存在していたが、賀川の作品がこれらと一線を画するのは、外から見るのではなく、一方で外から来たものとして住民に対して積極的に働きかけつつ、共に暮らし続けることで生まれた経験の共有を通して、内側の人間としても彼らの心理に接近しようとした点であろう。

『貧民心理の研究』は、具体的なフィールドとして全国のスラムの視察とともに、賀川が住民と共に暮らした新川、そして海外の先行研究を織り交ぜながら記述されている。貧者の心理がいかなる傾向をもち、それがどのような環境において培われるものであるのかが炙りだされる。この作品における貧者は、知識をもって説いても反省することのない「夢と現実を全く混同する」粗野な対象とされている一方で、仲間うちに対する同情心の厚さなど、当時の都市社会のなかで失われつつある美德をもった存在としても描かれている。また、他人への依存、依頼心が極めて強いといった彼らの生活や習慣に対する批判点もたくさん指摘されている(同⑧ 175頁)。

兎に角貧民は同情心が厚い。それに違いない。多分彼等の相互扶助の金額は日本全国の慈善資金の幾百倍に当るであらうと私は考へて居る。それで彼等は永遠に頭上りが無い。共倒れの悲劇！之より彼等を上手に救ふてやることも社会改良家の顧みる可き所であらう(同、全集⑧ 152頁)

賀川は、スラムの経験から、貧民生活の根本改善は救済によっては実現しないと説き、「貧しい人びとと一緒に面白く慰め合い人格と人格との接触を増やす。共に住まうということを使命とせずして彼らに影響を与えられない」と述べている(『人間苦と人間建築』, 1919, 全集⑨ 163頁)。賀川の貧民心理についての研究は、複数の著作の間ではもちろん、同じ作品のなかですら、一方で、友として彼らへの暖かい眼差しがあるかと思えば、対象を突き放した冷徹な科学者としての視線が交錯しており、矛盾に満ちている。一貫しているのは、ただ彼らを知らずして彼らに何かを為すことはできないし、知るためには共に生きることこそが必要だという態度に尽きるとも言える。「慰め合う」姿を肯定的に物語ることもあれば、貧者の同情心が共倒れの悲劇を生む主要因であると非難してもいる。

貧者に寄り添い、友(隣人)として生きること。賀川の実践はつねにこの姿勢を崩すことはなかった。行為としての寄り添いこそが、賀川がスタートラインとしたケアリング実践と言える。分析的であるべき記述に乱れが生まれていることも、また相矛盾する記述が散乱していることも、それが複雑な人間の生を描くという意味では、極めてまっとうなものだと考えることもできる。救済という美名を通して設計主義的に大上段の立場から相手の行動を変化させることを第一義とするのではなく、相互的な関係に“巻き込まれていく”中で、相手を理解し、そこから課題解決の糸口を探していこうとする賀川のケアリングの姿勢(=受動性の下で立ち上がる主体性)は、今日の社会事業や福祉実践が改めて学ぶべき点のひとつだといえよう。

3-4. ケアワーカーの問い—賀川における隣人と共感

賀川は、三年弱のアメリカ留学を挟み、足掛け10年の歳月を神戸のスラム地域で過ごしている。賀川なりのケアリング、すなわち、つねに貧しき者の傍らに寄り添い続けることを通して「友となる」活動は、今日のわれわれがケアリングをいかに実践していくのかというひとつの「問い」への答えでもある。1. および2. において確認してきたように、技術や専門職に求められる職業倫理のようなものとしてケアを理解する立場から見れば、賀川の使命とする「友（隣人）となること」は、ケア概念をかつての位置へと後退させるものと映るかもしれない。一見すると、賀川が「使命」と語るものは、ナイーブな生物的性差に立脚し、そうであるがゆえにケアという行為を“女性的なもの”とされてきた情緒的關係世界、家庭という雁字搦めの愛情の空間へと今一度閉じ込めることに棹さしているようにも見える。しかし、賀川の実践が語る「友として住まうこと」が意味するのは、これとはまったく逆の事態である。ルカ書に記された善きサマリア人の譬えにおける「隣人」とは、敵対者の“隣人になる”という行為を通してはじめて生まれるものであり、所属や生まれなどによって隣人の幅を所与のものとして決めてかかろうとする既存の宗教的共同体への痛烈な批判であった。賀川がここで示したのも、既成の關係ではなく、これから拓かれようとしている新しい關係に向かう作法でもあるのだ。

賀川におけるケアリング実践もまたその一例であるような、「愛」や「共感」といったものにケア概念を寄せて考える思考は、考えられているほど古臭いものではない。2015年に全国でスタートした生活困窮者自立支援制度以降、「伴走型支援」という在り方に注目が集まってきているが、伴走は支援者と被支援者がともに歩調を合わせることで実現する。一方が他方に強制的に引っ張ってもらうことで課題を解決していくようなものではなく、お互いに呼吸を合わせることではじめて成立する。（有効な）支援關係さらにはく支援という出来事>が産み落とされるためには、共通の課題に向き合う（関心を共有する）当事者として被支援者から認められることが先行しなければならない。賀川が示したのはまさにこのことではなかつたらうか。

賀川は、スラム地区の住民に対し、「平気で他人を欺き騙す習性をもつ」一方で「名誉や恥の意識が強く、顔を潰されることを極端に嫌う」と描写している。感謝しないとも、逆に感恩の念が強いとも描く。これらの記述には、それぞれ彼が具体的に経験した例が附されているが、極めて矛盾している理由は、賀川、そして住民同士の關係が一律ではなく、それぞれ別様にあるからだろう。当たり前のことだが、スラムに住まうという一点を除けば、そこにいる住民は多様な背景や考えをもっている別個の存在である。何度も騙され、裏切られ、傷つけられるなかで賀川は住民ひとりひとりの關係を深めていった。特定の先入観や考えが先にあって書かれたものであれば、このような矛盾する特徴が大量に描出されることはない。記述が錯綜すればするほど、かえって、賀川がスラム住民と正面から対してきた事実が浮き彫りにされることになる。ここからは【廣田論文】において、人間が「責めある存在」として問われるなかで、本来の自己存在へと実存的に変容していくプロセスに近似した構造を読み取ることができる。この眼の前の選択が「誰のためにあるのか」という決断のなかで主体が解体され、新たに再構築されていく。他者の呼びかけに応答することで、それまでの他者や世界への関わり方が問い質される。完成された／体系

立てられた分析には感じられない迫力が賀川作品から感じられるのは、まさにこうしたプロセスそのものが素直に作品に転写されているところからきているのではないだろうか。そして、これは賀川の実践そのものもまた同じ蛇行の連続であったことを示している。

ケアリング実践の困難さは、〈相互主体性の立ち現れ〉という様相の困難さである。互いに相手に対してどのような存在として映っているのか。ひとりの専門職ケアワーカーとして接する場合、相手も「そのようなもの」として遇してくれるのだろうか。お互いの先入観や無理解が両者の関係に見えない溝を作り、それ以上近づくことはなく、声も届かず、届けようという意思も持たないかもしれない。字義通り自らを他者（スラム）へと投げ入れた賀川のケアリング実践の在り方は、専門職としてという態度や姿勢で臨むかぎり乗り越えることのできない何かを掴み共有するものであったと思われる。こうした姿勢こそ、【竹端論文】が語るような相互エンパワメントを実現する上で大切な第一歩ではないだろうか。

3-5. ケアリング実践の再構築—賀川における“組織化”の論理

賀川は、スラムに入った直後から様々な社会事業を手がけることになる。無料宿泊所から、葬式、診療所、生活費貸与、安料理屋、各種学校、職業紹介など、おおそ社会生活を送る際に必要とされる考えられる限りの支援策を試行したのだと言えよう。しかし、事業としての結果は芳しいものとは言えなかった。本人も語るようにアメリカ留学から帰国した後で開始した労働運動や消費組合運動などの方が大きな成果を生んでいる。1923年の関東大震災を機に拠点を東京へと移すことになってから書かれた文章において、新川での社会事業を振り返りながら、賀川は次のように心情を吐露している。

白状するが、私は多少の救済運動には努力して来たものの、それが、その地方の向上にどれだけ資したか問題だと思つてゐる。個人として尽し得る点は実に僅かである。私は少数のものに尽した。然し私の組織化運動の為に捧げた微力な努力はみな酬られたにかゝらず、貧民窟に捧げた努力は僅かにしか酬られて居らぬ。…然し労働組合と同じやうに眞の救済は社会教化によらなければならない。貧民窟の救済も組織化によらなければ駄目である。即ち相互扶助によらなければならない。で、私は貧民救済の方策を個人主義的に行かないで組織的に行くことに改めた…（彼らが）自力で立ち得るやうに援助したいと思つてゐる（『地球を墳墓として』, 1924, 全集⑩ 408-9 頁）

すでに見てきたように、賀川はひとりひとりの隣人に友として寄り添うケアリングの実践からその活動をスタートさせた。しかし、労働組合での経験を経て、組織化された社会運動に比べてスラムでの活動があまりに報われないことに納得がいかない。なぜここまでエネルギーを割いた事業がうまくいかないのだろうか。賀川が出した答えは、個人主義的解決に立脚していたやり方が間違いだったというものだ。ひとりひとりを別々にエンパワーしていくのではなく、相互エンパワメントの枠組を設計し、コミュニティに実装させる。〈共に関わりあう存在〉となるような場を組織していく。賀川がスラムの経験の後に、協同組合という方法にたどり着いたのは偶然ではない。トロントの概念化した Caring with は、個の複数性を維持しながらも、「集団的責任を分かち合い、連帯を通じて共通の

関心事とされた課題解決に向き合う」という姿勢に具現される。くひとりの苦しむ者にとことん寄り添い続ける実践によってケアの最も基本的姿勢からスタートさせた賀川の取組は、最終的に彼自身が言うところの「彼らが自力で立ち得るような組織化」へと展開していく。

ここで注意しなければならない点が2つある。ひとつは、「彼らが自立で立ち得る」と賀川が指摘する「彼ら」は、リベラリズムが言う「自立した個人」のことを指しているわけではなく、相互扶助という関係や行為の上にはじめて自立が実現されるという事態（共存）を意味しているのだということ。また、賀川の語る「組織化」は、効率的な役割分業システムを意味する「近代組織」に典型されるようなものではなく、「互いが相手を必要とするような関係の組織化」を指しているということだ。詳細な説明を附す紙面の余裕はないが、ケアを組織化の原理とする賀川の社会構想の終局にあるものが市民社会組織（アソシエーション）としての協同組合運動である。今日、イタリアをはじめとして、協同組合は女性、高齢者、障害者のほか、生きづらさや働きづらさを抱えた人びとが、彼らなりの社会参画を実現し、社会的包摂が進められる有力な枠組みとして世界中で活用されている。医療や介護、教育といったケア論の世界で扱われやすい事業分野において有力な存在であることはもとより、それ以外の多様な分野においても同一の原理で事業が運営され運動が展開されてきている。

第3部では、来るべき Caring with を実装した社会の姿がどのようなものか、それを占うひとつの事例としてケアリングの実践を「寄り添い」という行為からスタートさせた社会運動家・賀川豊彦の足跡とその現代的展開としての協同組合の存在を指摘した。【竹端論文】が北野誠一から引き出した、「協同的営為のなかで立ち起こる相互の主体化としての本人と支援者の相互エンパワーメント関係」が、狭義の福祉分野に限定されることなく、社会全体へと広がり、「共生社会の構築」へと展開していく上で、賀川や協同組合の歴史は大きなヒントを与えてくれる。

[主要参考・引用文献]

- 岡野八代 (2012) 『フェミニズムの政治学—ケアの倫理をグローバル社会へ』, みすず書房.
- 賀川豊彦 (1962-64) 『賀川豊彦全集』, キリスト新聞社.
- 景山洋平 (2010) 「ハイデガーにおける単独性と複数性の存在構造」日本現象学会『現象学年報』第26号.
- 北野誠一 (2015) 『ケアからエンパワーメントへ一人を支援することは意思決定を支援すること』, ミネルヴァ書房.
- 厚生省公衆衛生局 (1951) 「わが国精神衛生の現状並びに問題について」, 医学通信 262号.
- 廣田智子 (2013) 「ハイデガー『存在と時間』における「良心の呼び声」と「決意性」について——公共性を再構築する機縁として」日本倫理学会『倫理学年報』第62号, 2013年.
- Arendt, Hannah. (1958=1994) *The Human Condition* 2nd editon, The University of Chicago Press (『人間の条件』, 志水速雄訳, ちくま学芸文庫)

- Gilligan, Carol. (1982=1986) *In a Different Voice; Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge: Harvard University Press (『もうひとつの声』, 生田久美子・並木美智子訳, 川島書店)
- Heidegger, M. (1927=2003) *Sein und Zeit*, Tübingen: Max Niemeyer Verlag, 18. Auflage (『存在と時間 I～III』原佑・渡邊二郎訳, 中公クラシックス)
- Held, V. (2006) *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global*, Oxford: Oxford University Press.
- Kittay, Eva Feder. (1999=2010) *Love's Labor: Essays on Women, Equality and Democracy*, NY, London: Routledge (『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』, 岡野八代・牟田和恵訳, 白澤社)
- Tronto, Joan C. (2013) *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York: New York University Press.

1 ケアの倫理の特徴については、Held (2006, 9-13 頁) を参照。

2 岡野 (2012, 293 頁) は、ケアの倫理は、「諸個人が傷つきやすさや脆さに気を配らなくてよい」安全保障の論理に抵抗すると指摘する。

3 「気遣い」は、「(世界内部的に出会われる存在者の) もとでの存在として、自らに先んじて (世界の) うちですすでに存在していること (Sich-vorweg-schon-sein-in- (der-Welt-) als Sein-bei (innerweltlich begegnendem Seien-den))」と定式化される。Vgl. M. Heidegger, *ibid.*, S. 192

4 現存在の「本来性」と「非本来性」という「様態」は、道徳的な優劣ではなく、第一次的には「現存在の存在の意味」である「時間性 (Zeitlichkeit)」のあり方に基づく区別である。

5 『存在と時間』は他者との関わりの積極的な側面が看過されていると批判されてきたが、近年では積極的な側面を示す次のような研究がある：景山洋平 (2010), 廣田 (2013)

本研究は JSPS 科研費 17K04250 の助成を受けたものです。